

# 令和6年度 第1回 茨木市総合保健福祉審議会

◇ 日 時 令和6年8月27日(火曜日)  
午後2時から

◇ 場 所 茨木市役所南館10階 大会議室

---

## 《次 第》

- 1 開 会
- 2 議 題

- 1 総合保健福祉審議会の位置づけについて
  - 2 会長、副会長の選出について
  - 3 分科会委員、分科会長の指名について

- 3 閉 会
- 

茨 木 市

## 1 総合保健福祉審議会の位置付け・概要

### ○ 設置根拠

- ・ 茨木市附属機関設置条例
- ・ 茨木市総合保健福祉審議会規則（別添資料参照）

### ○ 担任する事務

保健福祉に係る総合的な施策の推進に関する事項についての調査審議に関する事務

### ○ 委員の任期（審議会規則第4条）

3年（令和6年8月1日から令和9年7月31日まで）

### ○ 審議会の会議について（審議会規則第6条）

- ・ 審議会の会議は、会長が議事に関係のある委員を招集し、その議長となる。
- ・ 議事に関係のある委員の範囲は、会長の決するところによる。
- ・ 招集した委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- ・ 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- ・ 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### ○ 分科会について（審議会規則第7条・9条）

- ・ 審議会に、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、次の分科会を置く。

| 分科会名       | 分掌事務                                       |
|------------|--------------------------------------------|
| 地域福祉推進分科会  | 社会福祉に係る計画の策定、変更及び推進その他社会福祉に関すること           |
| 障害者施策推進分科会 | 障害者福祉に係る計画の策定、変更及び推進その他障害者施策に関すること         |
| 高齢者施策推進分科会 | 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、変更及び推進その他高齢者施策に関すること |
| 健康医療推進分科会  | 健康医療に係る計画の策定、変更及び推進その他健康医療に関すること           |

- ・ 分科会に属する委員（分科会員）は、会長が指名する。
- ・ 分科会に分科会長を置き、会長が指名する分科会員をもって充てる。
- ・ 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- ・ 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指名する分科会員がその職務を代理する。

## **2 会長・副会長の選出について**

### **○ 会長、副会長について（審議会規則第5条）**

- ・ 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- ・ 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- ・ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### **○ 審議会の会議の運営方法について**

今後の審議会の会議は、より効率的に審議を行うため、各分野から6名ずつ、計24名を選出し、構成する。構成員については会長が指名する。